

令和7年度別府市共生社会形成プランの評価概要

1 共生社会形成プランとは

別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例(平成25年別府市条例第32号。以下「ともに生きる条例」という。)では、共生社会の実現のため、市が実施すべき内容として、次のことを定めている。

○市民・事業者に対する啓発等を行うべきこと(第9条)

○個別の場面に応じた合理的配慮に関する施策を行うべきこと(第10条～第16条)

○親亡き後等の問題を解決する総合的な施策を実施すべきこと(第23条)

これらを着実に実行に移していくために、「ともに生きる条例」では、各施策について、「計画(Plan)を立てる⇒計画に基づいて実施(Do)⇒実施内容を評価(Check)⇒評価結果に基づき改善(Action)」

というPDCAサイクルにより行っていくべきこととしている。

「共生社会形成プラン」は、このPDCAサイクルの「P」に当たるものである。

2 評価の目的

実施内容を評価し、その結果を改善(Action)につなげるために行うもので、PDCAサイクルの「C」に当たる。

3 評価の対象事業

「ともに生きる条例」第9条から第16条まで及び第23条に基づき行う事業として「令和4年度共生社会形成プラン」に定められた全事業(26事業)を対象として行う。

4 評価の方法

各事業ごとに、①内部評価(事業担当課による自己評価)、②外部評価(外部機関等による客観的な評価)の2段階で行う。外部評価では、「事業の実施内容」と「内部評価」を基に、ともに生きる条例の各根拠規定に照らして「どの程度効果があったか」という視点から、「A」「B」「C」の3段階による評価を決定する。また、助言や提言などがある事業については、「附帯意見」を付すこともできる。

計画の妥当性	計画が、条例に規定する内容の推進につながるものであるかどうか。
達成度	計画に対する実施結果の度合い。計画を全て実施できた場合に達成したとみなす。
困難度	事務量が膨大である、特別なノウハウが必要など、計画の実施を困難にする度合い。
A	計画が妥当であり(計画の妥当性)、
	・計画を達成した場合(達成度)
	・計画の困難度が高いが、7割程度達成した場合(困難度+達成度)
B	A, Cに該当する場合以外の場合
C	・計画が妥当でない場合(計画の妥当性)
	・困難度は高くないが、達成度が7割程度を下回った場合(困難度+達成度)
	・計画の困難度が高く、達成度が5割程度を下回った場合(困難度+達成度)

5 外部評価の主体

別府市障害者自立支援協議会全体会及び各部会会議
(各部会の会議で議論して外部評価案を作成し、全体会で決定)

6 評価結果の取扱いについて

評価結果は、ホームページ等で広く公表するとともに、各担当課に通知する。各課において、評価されたプランの翌年度の事業の実施、翌々年度のプランの策定に反映していくこととなる。

7 スケジュール

R8.3月 自立支援協議会各部会に内部評価結果をメール送付



R8.4月 とりまとめ者が各部会の評価結果を集約。



R8.5月 事務局部会により内容を審査し、外部評価案として議決



R8.5.29 別府市障害者自立支援協議会全体会で外部評価決定
(最終)

8 評価結果概要

	内部評価			事務局会議 外部評価案			外部評価(確定)	
A	3	12%		6	23%		6	23%
B	21	81%		19	73%		19	73%
C	2	8%		1	4%		1	4%
計	26	100%		26	100%		26	100%